

改 正 案

現 行

（特定無線局の無線設備の規格）

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 削除

二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局

(1) (5) (略)

(6) 設備規則第四十九条の六の七に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(7) 設備規則第四十九条の六の八に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(8) 設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(9) 設備規則第四十九条の六の十に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(10) 設備規則第四十九条の六の十一に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(11) 設備規則第四十九条の六の十二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(12) (19) (略)

三 九 (略)

第十六条 第四十一条の二の五 (略)

（定期検査を行わない無線局）

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 固定局であつて、次に掲げるもの。

（特定無線局の無線設備の規格）

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 削除

二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局

(1) (5) (略)

(6) (13) (略)

三 九 (略)

第十六条 第四十一条の二の五 (略)

（定期検査を行わない無線局）

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 固定局であつて、次に掲げるもの。

二
一
二
三
三
(略)

(1)
・
(2)
(略)

二
一
二
三
三
(略)

(3) (1)
・
(2) (略)
設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められて
いるもの